

建設系廃棄物マニフェストの記載要領

①交付年月日欄

排出事業者が伝票を交付した日付を記入する。

②交付番号欄

交付番号は10桁で、シリアル番号として記入済み。

（交付番号（10桁）の次の1桁（網掛け部分）は交付番号用チェックデジットで、コンピュータの
入力時に誤入力検知のために使用する。）

③交付担当者欄

伝票交付担当者の所属、氏名を記入する。

④事前協議欄

処分先の自治体が県外廃棄物の事前協議等を指導している場合に記入する。

⑤整理番号欄

排出事業者が必要に応じて伝票管理のために任意の番号を記入する。

⑥排出事業者欄

住所、〒、氏名又は名称、電話番号、及び作業所の所在地、〒、名称、電話番号を記入する。

⑦照合・確認日欄

排出事業者は、B1（収集運搬業者が2社以上の場合のみ使用）、B2、D、E票が返送してきたとき、
それぞれA票と記載内容を照合・確認した上で、日付を記入し、確認者の検印又はサインをする。

⑧産業廃棄物の種類欄

ア 該当する単位に○印をつける。

イ 該当する品目の番号に○印をつけ、その数量を記入する。該当する廃棄物がないときは空欄に品目名及びその
数量を記入する。

ウ 混合廃棄物の場合は「混合」の番号に○印をつけ、数量を記入するとともに、含まれる品目の番号にも○印を
つける（個別の数量記載は不要）。

エ 03その他がれき類は、01コンクリートがら、02アスコンがら以外のものとする。

オ 石綿含有産業廃棄物の場合は「石綿含有産業廃棄物」の番号（08又は17）に○印をつけ、数量を記入する
とともに、該当する種類（品目）の番号にも○印をつける（数量の記載は不要）。

注) 放射性物質汚染対処特措法に規定される「特定産業廃棄物」の場合は、品目欄の空欄に「特定産業廃棄物」
と記入し、併せて数量を記入する。更に該当品目に○を付ける（数量の記載は不要）。該当品が種類欄に
ない場合は、空欄に該当品目を記入して○を付ける。

カ 水銀使用製品産業廃棄物の場合は「水銀使用製品産業廃棄物」の番号（18）に○印をつけ、数量を記入する
とともに、該当する種類（品目）の番号にも○印をつける（数量の記載は不要）。

⑨形状欄・荷姿欄

該当するものにそれぞれ○印をつける。

⑩中間処理産業廃棄物欄

中間処理業者が排出事業者として交付する場合にのみ記入する項目で、該当番号に○印をつける。

2を選択した場合、受託した廃棄物の処分委託者の氏名又は名称、及び管理票の交付番号もしくは電子マニフェスト
の登録番号を記入する。

建設業者等が排出事業者として交付する場合には斜線等により抹消する。

⑪最終処分の場所（予定）欄

予定されている廃棄物の最終処分先を記入する（排出事業者が記載）。

最終処分（再生を含む）を委託する場合にも記入する。

該当番号に○印をつける。2を選択した場合は、所在地、名称を記入する。

⑫収集運搬業者（1）、（2）欄

（収集運搬業者（2）欄は、収集運搬業者が2社の場合のみ使用）

- ア 住所、〒、氏名又は名称、電話番号を記入する。
- イ 積替え・保管経由の有無について、該当する項目の番号に○印をつける。
- ウ 収集運搬車両番号は、収集運搬に使用する車両の登録番号（ナンバー）を記入する。
- エ 車種は、収集運搬に使用する車両の車種を記入する。

⑬処分業者の処理施設欄

- ア 所在地、〒、名称、電話番号を記入する。
- イ 処分方法は該当する項目の番号に○印をつける。該当する項目がない場合は、4～8の欄にその方法を記入する。

⑭処分業者欄

中間処理・最終処分を行う業者の住所、〒、氏名又は名称、電話番号を記入する。

⑮積替え又は保管欄

ア 積替え又は保管を行う場合は、所在地、〒、電話番号を記入する。

イ 有価物拾集欄

積替え・保管場所での有価物の拾集が行なわれる場合、「有」に○印をつける。有価物拾集欄の実績数量は収集運搬業者（1）又は（2）（積替え・保管を行った者）がそれぞれ記入する。

⑯追加記載事項欄

廃棄物の特性や取扱い上の注意事項など、マニフェストの各欄に記載できない必要情報を追加して記入する。

また、収集運搬の委託業者が3社以上になる場合等は追加の運搬受託者欄等を設けて記入する。

⑰運搬の受託（1）欄

この伝票記載の廃棄物を運搬する者（1）が受領した時点で会社名を記入し、運搬担当者がサイン又は受領印を押印する。また、運搬が終了した時点で運搬終了日を記入する。

⑱運搬の受託（2）欄

（収集運搬業者が2社の場合のみ使用）

この伝票記載の廃棄物を運搬する者（2）が受領した時点で会社名を記入し、運搬担当者がサイン又は受領印を押印する。また、運搬が終了した時点で運搬終了日を記入する。

⑲処分の受託（受領）欄

B1、B2、C1、C2、D、E票の処分の受託（受領）欄には、処分業者（中間処理業者、最終処分（再生を含む）業者）が、伝票記載の廃棄物を受領した日付及び会社名を記入し、担当者がサイン又は受領印を押印する。

⑳処分の受託（処分）欄

C1、C2、D、E票の処分の受託（処分）欄には、廃棄物の処分が終了した時点で社名を記入し、処分を担当した者がサイン又は押印し、処分終了日を記入する。

㉑最終処分終了日（埋立処分、再生等）欄

中間処理業者が中間処理後の廃棄物の処理を委託した場合、委託した全ての廃棄物の最終処分（再生を含む）業者が完了した報告を受けた時点で、最終処分終了日を記入し、確認担当者がサイン又は押印する。最終処分（再生を含む）業者の場合、㉑と同じ日付を記入する。

㉒最終処分（埋立処分、再生等）を行った場所欄

中間処理業者が中間処理後の廃棄物の処理を委託した場合、委託した全ての廃棄物の最終処分先（再生を含む）の処理施設名称及び所在地を記入する。

最終処分を行った場所を委託契約書に記載されている処分先No.等で記入することも可能。

ただし、委託先が最終処分（再生を含む）業者の場合、⑬の処理施設及びその場所を記入する。